

主な関係法令

平成 30 年 11 月 28 日更新

参考として、主な関係法令を次に示します。その他の法令等については、各自お調べください。

都市公園法

公募対象公園施設の公募設置等指針（第 5 条第 2 項）

公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であって前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を定めることができる。

2 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 公募対象公園施設の種類
- 二 公募対象公園施設の場所
- 三 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期
- 四 公募対象公園施設の使用料（公募対象公園施設の設置又は管理に係る使用料をいう。以下同じ。）の額の最低額
- 五 特定公園施設（公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であって、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）
- 六 利便増進施設（自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める物件又は施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の設置に関する事項
- 七 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項
- 八 第五条の五第一項の認定の有効期間
- 九 設置等予定者（公募対象公園施設に係る前条第一項の許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準
- 十 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

- 3 前項第二号の場所は、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めないものとする。
- 4 第二項第四号の使用料の額の最低額は、第十八条の規定に基づく条例(国の設置に係る都市公園にあっては、同条の規定に基づく政令)で定める額を下回つてはならないものとする。
- 5 第二項第八号の有効期間は、二十年を超えないものとする。
- 6 公園管理者は、第二項第九号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 7 公園管理者は、公募設置等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

公募設置等計画の提出(第5条第3項)

都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者は、公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画(以下「公募設置等計画」という。)を作成し、その公募設置等計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを公園管理者に提出することができる。

- 2 公募設置等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 公募対象公園施設の設置又は管理の目的
 - 二 公募対象公園施設の場所
 - 三 公募対象公園施設の設置又は管理の期間
 - 四 公募対象公園施設の構造
 - 五 公募対象公園施設の工事实施の方法
 - 六 公募対象公園施設の工事の時期
 - 七 公募対象公園施設の使用料の額
 - 八 特定公園施設の建設に関する事項(当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。)
 - 九 利便増進施設の設置に関する事項
 - 十 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い講ずるものに関する事項
 - 十一 資金計画及び収支計画
 - 十二 その他国土交通省令で定める事項
- 3 公募設置等計画の提出は、公園管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

設置等予定者の選定（第5条第4項）

公園管理者は、前条第一項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該公募対象公園施設が第五条第二項各号のいずれかに該当するものであること。
 - 三 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- 2 公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第五条の二第二項第九号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。
- 3 公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。
- 4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。
- 5 公園管理者は、第三項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

公募設置等計画の認定（第5条第5項）

公園管理者は、前条第五項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。

- 2 公園管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象公園施設の場所を公示しなければならない。

公募設置等計画の変更等（第5条第6項）

前条第一項の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。

- 2 公園管理者は、前項の変更の認定の申請があったときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。
- 一 変更後の公募設置等計画が第五条の四第一項第一号及び第二号に掲げる基準を満たしていること。
 - 二 当該公募設置等計画の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

- 3 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。

公募を行った場合における公募対象公園施設の設置又は管理の許可等（第5条第7項）

認定計画提出者は、第五条の五第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた公募設置等計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定公募設置等計画」という。)に従って公募対象公園施設の設置又は管理をしなければならない。

- 2 公園管理者は、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づき第五条第一項の許可の申請があった場合においては、同項の許可を与えなければならない。
- 3 公園管理者が前項の規定により第五条第一項の許可を与えた場合においては、当該許可に係る使用料の額は、認定公募設置等計画に記載された使用料の額(当該額が第十八条の規定に基づく条例(国の設置に係る都市公園にあっては、同条の規定に基づく政令)で定める額を下回る場合にあっては、当該条例又は当該政令で定める額)とする。
- 4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第五条の五第二項の公募対象公園施設の場所(前条第一項の変更の認定があったときは、同条第三項において準用する第五条の五第二項の公募対象公園施設の場所)については、第五条第一項の許可の申請をすることができない。

地位の承継（第5条第8項）

次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

- 一 認定計画提出者の一般承継人
- 二 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者

認定公募設置等計画に係る公園施設の設置基準等の特例（第5条第9項）

認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設を設ける場合における第四条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画に基づき第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設を設ける場合」とする。

- 2 公園管理者は、認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づき利便増進施設のための都市公園の占用について第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、第七条の規定にかかわらず、当該占用が第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えなければならない。

公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等

(都市公園法施行令第6条)

法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合
 - 二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイから八までのいずれかに該当する建築物を設ける場合
 - イ 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百十四号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
 - ロ 景観法(平成十六年法律第百十号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
 - 三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合
 - 四 仮設公園施設(三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。)を設ける場合
- 2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
 - 3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
 - 4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
 - 5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法

第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 7 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

都市計画法

区域区分（第7条）

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
 - イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
 - ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
 - ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域
- 2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。
- 3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

用途地域 地域地区（第8条）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地

域」と総称する。)

用途地域 近隣商業地域、商業地域（第9条）

9 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。

10 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。

開発行為の許可（29条）

都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

三 駅舎その他の鉄道の施設、社会福祉施設、医療施設、学校教育法による学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）、公民館、変電所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

都市計画法施行令 第21条の規定

法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

三 都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物

建築基準法

用途地域等（第48条）

8 近隣商業地域内においては、別表第二（ち）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

9 商業地域内においては、別表第二（り）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

別表第2 用途地域等内の建築物の制限（第27条、第48条、第68条の3関係）抜粋

(り)	商業地域内に建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 (ぬ) 頂第一号及び第二号に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルをこえるもの(日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルをこえない自動車修理工場を除く。) 三 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場 <ul style="list-style-type: none"> (一) 玩具煙火の製造 (二) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。) (三) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。) (四) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工 (五) 絵具又は水性塗料の製造 (六) 出力の合計が〇・七五キロワットをこえる原動機を使用する塗料の吹付 (七) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 (八) 骨炭その他動物質炭の製造 (八の二) せっけんの製造 (八の三) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 (八の四) 手すき紙の製造 (九) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 (十) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白 (十一) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの (十二) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は三台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの (十三) 鋳物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの (十三の二) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用するもの (十四) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造 (十五) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルをこえないるつぼ又はかまを使用するもの(印刷所における活字の鑄造を除く。) (十六) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 (十七) ガラスの製造又は砂吹 (十七の二) 金属の溶射又は砂吹
-----	--------------------	---

		<p>(十七の三) 鉄板の波付加工 (十七の四) ドラムかんの洗浄又は再生 (十八) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造 (十九) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの (二十)(一) から(十九)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業</p> <p>四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>
--	--	--

準防火地域内の建築物（第 62 条）

準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない。ただし、前条第二号に該当するものは、この限りでない。

- 2 準防火地域内にある木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ二メートルを超える門又は塀で当該門又は塀が建築物の一階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

屋根（第 63 条）

防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

外壁の開口部の防火戸（第 64 条）

防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が準遮炎性能（建築物の周囲において発生する通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

隣地境界線に接する外壁（第65条）

防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

景観法

景観計画（第8条）

景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
 - 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
 - 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
 - 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
 - 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
 - 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
 - イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - 八 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - 二 その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限

景観地区に関する都市計画（第 61 条）

市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

- 2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

建築物の形態意匠の制限（第 62 条）

景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

届出及び勧告等（第 16 条）

景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をと

ることを勧告することができる。

- 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。

変更命令等（第17条）

景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

- 2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。
- 3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必

要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

行為の着手の制限（第 18 条）

第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

原状回復命令等（第 23 条）

景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

罰則（第 101 条）

第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

罰則（第 102 条）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者

罰則（第 103 条）

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 七 第二十三条第一項（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

景観重要公共施設の整備に関する事項（岡崎市景観計画）

・景観重要公共施設とは

景観法第 8 条第 2 項第 4 号口に規定する「特定公共施設」であって、良好な景観の形成に重要なもののこと。

景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で、公共施設の整備法（電線共同溝の整備等に関する特別措置法、道路法、河川法等）に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合が図られる仕組みとなっている。

特定公共施設
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）による河川
都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園
自然公園法による公園事業（国又は自然公園法第 9 条第 2 項に規定する公共団体が執行するものに限る）に係る施設
その他政令で定める公共施設（景観法施行令によるもの）

・整備の方針等に関する事項

整備に関する事項等は、国及び県で策定されているガイドライン等を参考とするほか、整備に関する事項や占用等の基準とは別に、公共サインについてのデザイン誘導のガイドラインである「岡崎市景観対象公共サインガイドライン」を補足資料として活用する。

国及び県策定の景観形成のガイドライン等

<p>景観重要公共施設の手引き国土交通省</p> <p>国土交通省事業分野別景観形成ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」 ・道路デザイン指針 ・景観に配慮した道路付属物等ガイドライン ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」 ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン ・住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン ・官庁営繕事業における景観形成ガイドライン <p>愛知県公共事業景観整備指針</p>
--

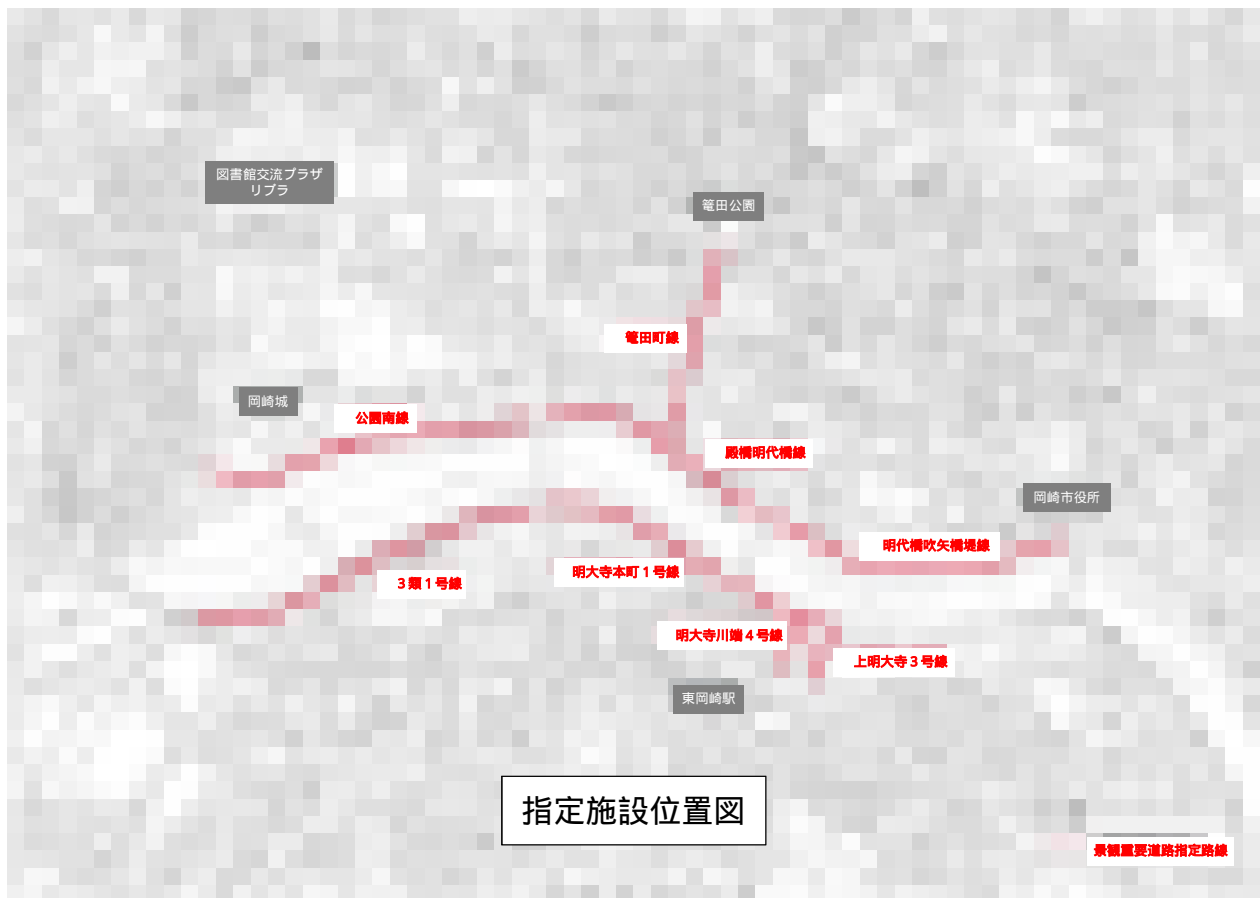
景観重要公共施設等の名称及び区間等（岡崎市景観計画）

・景観重要道路

次の区域において定める道路については、景観重要道路として位置づける。

1 路線名	<p>籠田町線 公園南線 殿橋明代橋線 明代橋吹矢橋堤線 3類1号線 明大寺本町1号線 明大寺川端4号線 上明大寺3号線</p>
2 指定基準	<p>(1)地域のシンボルとして親しまれている、又は今後地域の顔として、地域の景観の骨格を形成及び先導する景観軸や景観拠点の一部を構成する公共施設</p> <p>(2)景観資産の周辺等で、景観形成上、一体となった整備や維持管理が必要な公共施設</p>
3 特性等	<p>中心市街地では全国でも珍しいと言われるほどの広大なスケールをもつ乙川の岡崎城にかけての清流と豊かな水辺空間は、岡崎の象徴であり、市民が誇りとする貴重な財産である。</p> <p>そうした乙川の水辺空間を核とする乙川リバーフロント地区において、堤防道路や中央緑道（市道籠田町線）は、市の玄関口である東岡崎駅から岡崎城を含む中心市街地への歩行者軸として、風格と賑わいが感じられる魅力ある道路空間が望まれる景観上重要な道路である。</p>
4 整備に関する事項	<p>中心市街地内を回遊する歩行者軸として、歩いて楽しい歩行空間を確保するとともに、都市景観の骨格となる景観軸として風格と賑わいある道路景観を形成するため、指定道路の整備等を行う際の景観上配慮する事項について定める。</p> <p>（ただし、標識の表示面等で法令に定めのあるもの、仮設の工作物、地下に設ける工作物、安全上緊急を要しやむを得ないもの等はこの限りでない。）</p>

	<p>舗装について (の路線) 景観的一体性を確保した材料及び色彩を使用し、美しく風格ある意匠とする。</p> <p>(~ の路線) 石畳調の舗装を基本とし、地域の魅力を引き立てる統一感のある素材、色彩とする。</p> <p>交通安全施設や標識等について 他の施設との整理・統合又は共架に努め、景観的一体性を確保した規模・デザイン・色彩を基本とする。</p> <p>電柱・電線について 無電柱化を推進する。</p>
5 占用の許可の基準	<p>道路空間の景観上の特性を維持増進するために、従来の占用に関する許可基準に、地域の実情に沿って上乘せした許可基準を定める。</p> <p>(ただし、標識の表示面等で法令に定めのあるもの、仮設の工作物、地下に設ける工作物、安全上緊急を要しやむを得ないもの、公益上やむを得ないと判断されるもの等はこの限りでない。)</p> <p>工作物等の占用にあたっては、事前に市の景観担当所管と協議を行った後に、各施設管理者が定める基準による占用許可を受けなければならない。</p> <p>配置について 岡崎城への眺望を妨げるなど景観形成上支障となる位置に設置しない。</p> <p>規模・形態意匠について 景観的一体性を確保した規模・デザイン・色彩を基本とし、周辺環境から突出したものは避ける。</p> <p>電柱・電線について 電柱や電線は設置しない。</p>



都市再生特別措置法

立地適正化計画（第81条）

市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）

設」という。)並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項(次号に掲げるものを除く。)

四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項

イ 誘導施設の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業

ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業

五 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。

4 市町村は、立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他のこれらの区域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの(以下「立地誘導促進施設」という。)の配置及び利用の状況その他の状況からみて、これらの区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)による立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域並びに当該立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

居住誘導区域に係る特別の措置 建築等の届出等(第88条)

立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)であって住宅その他人の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの(以下この条において「住宅等」という。)の建築の用に供する目的で行うもの(政令で定める戸数未達の住宅の建築の用に供する目的で行うもの)にあっては、その規模が政令で定

める規模以上のものに限る。)又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為(当該政令で定める戸数未滿の住宅に係るものを除く。)を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 その他市町村の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

民間誘導施設等整備事業計画の認定(第95条)

立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業(当該都市機能誘導区域に係る誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)であって、当該都市開発事業を施行する土地(水面を含む。)の区域(以下「誘導事業区域」という。)の面積が政令で定める規模以上のもの(以下「誘導施設等整備事業」という。)を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該誘導施設等整備事業に関する計画(以下「民間誘導施設等整備事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

- 2 前項の認定(以下「誘導事業計画の認定」という。)の申請は、当該申請に係る誘導施設等整備事業に係る立地適正化計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該民間誘導施設等整備事業計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。
- 3 民間誘導施設等整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 誘導事業区域の位置及び面積

- 二 誘導施設の概要
- 三 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
- 四 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者
- 五 工事着手の時期及び事業施行期間
- 六 用地取得計画
- 七 資金計画
- 八 その他国土交通省令で定める事項

都市機能誘導区域に係る特別の措置 建築等の届出等（第108条）

立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 その他市町村の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

都市再生特別措置法施行令

建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為（第35条）

法第百八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為（第36条）

法第百八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

河川法

河川保全区域における行為の制限（第55条）

河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 - 二 工作物の新築又は改築
- 2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

河川法施行令

河川保全区域における行為で許可を要しないもの（第34条）

法第五十五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるもの（第二号から第五号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から五メートル（河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離）以内の土地におけるものを除く。）とする。

- 一 耕耘
- 二 堤内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土（堤防に沿って行なう盛土で堤防に沿う部分の長さが二十メートル以上のものを除く。）
- 三 堤内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地の掘さく又は切土
- 四 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。）の新築又は改築
- 五 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為

岡崎市屋外広告物条例

- ・岡崎市「屋外広告物について」

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p008568.html>

- ・岡崎市「屋外広告物の手引き」

http://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p008568_d/fil/okugaikoukokubutunotebiki.pdf

河川敷地占用許可準則

都市・地域再生等利用区域の指定等（第22条）

河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という）を指定することができる。

- 2 河川管理者は都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占有方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。
 - 一 広場
 - 二 イベント施設
 - 三 遊歩道
 - 四 船着場
 - 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む）。
 - 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
 - 七 日よけ
 - 八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

食品衛生法（第3条）

施設基準

一 共通基準

1 構造

(一) 施設(法第五十一条に規定する営業の施設をいう。以下この表において同じ。)は、清潔な場所に位置すること。ただし、公衆衛生上必要な措置を講じてある場合は、この限りでない。

(二) 施設の周囲は、排水がよく、かつ、清掃しやすい状態であること。

(三) 作業場は、専用とし、住居その他営業に関係のない場所と間仕切等により区画すること。

(四) 作業場は、その使用目的に適した広さおよび構造とし、他の用途には供しないこと。

(五) 作業場の床は、耐水性材料を用い、排水がよく、かつ、清掃しやすい構造であること。

(六) 作業場の内壁は、明色なものとし、床面から一メートル以上の高さまでは耐水性材料を用い、清掃しやすい構造であること。

- (七) 作業場の天井は、明色なものとし、すき間がなく、かつ、清掃しやすい構造であること。
- (八) 作業場は、自然光を十分に取り入れることのできる構造であること。ただし、やむをえない理由のある場合および夜間においては、百ルクス以上の明るさであること。
- (九) 作業場は、換気が十分行われる構造とし、必要に応じ、強制換気装置を設けること。
- (十) 施設には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための設備を設けること。
- (十一) 作業場には、食品、器具、容器包装等を洗浄するために適した流水式の洗浄設備を設け、必要に応じ、消毒設備または温水の供給設備を設けること。
- (十二) 作業場には、従業者専用の手および指を洗浄するための消毒剤を備えた流水式の手洗い設備を設けること。
- (十三) 施設には、従業者専用の更衣室または更衣ロッカーその他更衣に適した設備を設けること。

2 食品等の取扱いの設備

- (一) 作業場には、食品の取扱量に応じた数および大きさの器具を設けること。この場合において、固定された、または移動が困難な器具であるときは、当該器具を作業に適した、かつ、清掃および洗浄がしやすい位置に配置すること。
- (二) 器具(機械を除く。)および容器包装を衛生的に保管することができる設備を設けること。
- (三) 器具のうち、食品に直接触れる部分は、耐水性で洗浄しやすい構造とし、加熱その他の方法により殺菌が可能なものであること。
- (四) 添加物を使用する場合には、専用の保管設備を設け、および計量器を備えること。

3 給水および汚物処理

- (一) 作業場には、水道水または次の各号のいずれかに該当する者が行う検査において飲用に適すると認められてから二年以内の水を豊富に供給できる設備を設けること。ただし、飲用に適する水が全く得られない場合には、保健所長が適当と認めるる過、薬物消毒等の設備を設けること。
 - (1)国または地方公共団体が設置する衛生に関する試験等を行う機関
 - (2)法第四条第九項に規定する登録検査機関
 - (3)水道法第二十条第三項の厚生労働大臣の登録を受けた者
 - (4)建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項の登録を受けて同項第四号に掲げる事業を営んでいる者
- (二) 作業場には、耐水性で、ふたの付いた十分な容量の廃棄物容器を備えること。
- (三) 施設には、作業場の衛生上影響のない位置に、従業者数に応じた数の便所を設けるとともに、便所内には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する設備ならびに手および指の消毒剤を備えた流水式の手洗い設備を設けること。

二 特定基準

1 飲食店営業および喫茶店営業

- (一) 調理室は、間仕切により区画すること。ただし、旅館、料理店、仕出し屋および弁当屋以外の営業で、調理室が客席と一室を構成している場合にあっては、カウンター等により区画することができる。
- (二) 調理室には、二槽式以上の洗浄設備を設けること。ただし、知事が特に認める特殊な業態にあっては、この限りでない。
- (三) 旅館、料理店、仕出し屋および弁当屋にあっては、配膳台を設け、必要に応じ、配膳室を設けること。
- (四) 仕出し屋および弁当屋にあっては、必要に応じ、放冷室および包装室を設けること。
- (五) 調理室には、業態と来客数に応じ、冷蔵設備を備えること。
- (六) 客席を設けて客に飲食させる業態にあっては、客が使用しやすい場所に、流水式の手洗い設備および便所を設けること。

2 菓子製造業

作業場には、間仕切により区画された専用の原材料置場および製造室を設け、必要に応じ、発酵室、包装室および製品置場を設けること。

3 あん類製造業

作業場には、間仕切により区画された専用の原材料置場、製造室および冷蔵設備を設け、必要に応じ、製品置場を設けること。

4 アイスクリーム類製造業

作業場には、間仕切により区画された製造室および冷蔵設備を設け、必要に応じ、調合室を設けること。

5 乳処理業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された乳処理室および冷凍機室を設け、必要に応じ、受乳室および乳検査室を設けること。
- (二) 乳処理室には、殺菌機、冷却機、分注打栓機および洗瓶機を備えること。

6 特別牛乳搾取処理業

- (一) 搾取処理場には、間仕切により区画された牛舎(隔離舎を除く。以下同じ。)、搾乳室、受乳室、処理室、検査室および冷蔵設備を設けること。
- (二) 搾取処理場には、器具および容器包装の洗浄殺菌に必要な熱湯の供給施設を設けること。
- (三) 牛舎は、飼料置場、飼料取扱室、運動場およびふん尿だめを付設すること。
- (四) 隔離舎は、別棟とすること。
- (五) 牛舎には、流水式の洗浄設備を設け、搾乳室には、牛体洗浄場を付設すること。
- (六) 乳処理室には、ろ過機、殺菌機、冷却機、打栓機および洗瓶機を備えること。

7 乳製品製造業

- (一) 乳飲料の作業場には、間仕切により区画された乳処理室を設け、必要に応じ、受乳

室、検査室を設けること。

- (二) 練乳および粉乳の作業場には、間仕切により区画された原材料置場、受乳室、製造室、器具取扱室、混合物取扱室、充てん室または包装室、検査室および製品置場を設けること。原料乳輸送管の洗浄および殺菌設備は、他の取扱器具の洗浄および殺菌設備と区別すること。
- (三) バターおよびチーズの作業場には、間仕切により区画された原乳取扱室、製造室、器具取扱室、熟成室(バターの作業場を除く。)、冷蔵室および包装室を設けること。
- (四) クリーム、発酵乳その他乳を主要原料とする食品の作業場には、間仕切により区画された原材料取扱室、製造室、器具取扱室および冷蔵設備を設け、必要に応じ、発酵室、調合室および検査室を設けること。

8 集乳業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された乳取扱室および器具取扱室を設けること。
- (二) 乳取扱室には、冷却設備および検査設備を備えること。

9 乳類販売業

作業場には、常に摂氏十度以下に保存できる能力を有する冷蔵設備を設けること。ただし、常温で保存が可能なもののみを販売する業態にあっては、この限りでない。

10 食肉処理業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された荷受室、処理室および冷蔵室を設けること。
- (二) 獣畜(と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第一項に規定する獣畜を除く。以下同じ。)
またはとさつし、または解体した獣畜の搬入場所は、食肉類の搬出場所と区別すること。ただし、とさつまたは解体を行わない業態にあっては、この限りでない。
- (三) 汚水施設は、浄化装置または下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道に接続していること。ただし、とさつまたは解体を行わない業態にあっては、この限りでない。

11 食肉販売業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された食肉取扱室を設けること。ただし、容器包装に入れられ、または包まれた食肉をそのままの形態で仕入れ、かつ、販売する業態にあっては、この限りでない。
- (二) 取扱量に応じ、十分な大きさで冷凍機能を有する冷蔵設備または冷蔵陳列ケースを設けること。

12 食肉製品製造業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された製造室、冷蔵室および包装室を設けること。
- (二) 製造室には、必要に応じ、くん煙室および煮沸がま室を設けること。
- (三) 内臓を処理する場合は、他の施設と間仕切により区画された処理室を設けること。

13 魚介類販売業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された調理室を設ける
設備、ガス洗浄装置、原料とする水を加熱し、または殺菌する設備、冷蔵設備、検査設備等清涼飲料水の製造に必要な器具を備えること。

19 乳酸菌飲料製造業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された原材料置場、製造室、容器洗浄殺菌室および製品置場を設けること。
- (二) 製造室には、製造量に応じた数および大きさのかくはん機、分注打栓機等乳酸菌飲料の製造に必要な器具を備えること。
- (三) 冷蔵設備を設けること。

20 冰雪製造業

作業場には、間仕切により区画された製氷室および貯氷室を設けること。

21 冰雪販売業

作業場には、間仕切により区画された貯氷室を設けること。

22 食用油脂製造業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された原材料置場、製造室、充てん室、包装室および製品置場を設けること。
- (二) 製造量に応じた数および大きさの前処理設備(原材料の精選、破砕、乾燥、ばい煎等ができる設備をいう。)、搾油設備(圧搾機、抽出機等をいう。)、精製設備(ろ過、湯洗い、脱酸、脱色、脱臭等ができる装置または設備をいう。)、充てん機、打栓機、巻締機その他の食用油脂の製造に必要な器具を備えること。

23 マーガリンまたはショートニング製造業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された原材料置場、製造室、包装室および製品置場を設けること。
- (二) 製造量に応じた数および大きさの溶解槽、殺菌機、発酵槽、冷却機および包装機を備えること。

24 みそ製造業

作業場には、間仕切により区画された原材料置場、こうじ室、製造室、たる詰め室または包装室および製品置場を設けること。

25 しょう油製造業

- (一) 作業場には、間仕切により区画された原材料置場、こうじ室、発酵室、圧搾室、火入れ室、たる詰めまたは瓶詰め室および製品置場を設けること。
- (二) 製造量に応じた数および大きさの破砕機、蒸煮がま、たる詰めまたは瓶詰め機を備えること。
- (三) アミノ酸しょう油(半製品を含む。以下同じ。)を製造する場合は、必要に応じ、原材料分解室ならびに酸類および中和剤の収納庫を設けること。
- (四) アミノ酸しょう油を製造する場合は、耐酸性および耐アルカリ性の分解がまを設

け、悪臭を処理する装置を備えること。

26 ソース類製造業

作業場には、間仕切により区画された原材料置場、製造室、瓶詰め室および製品置場を設けること。

27 酒類製造業

作業場には、間仕切により区画された原材料置場、こうじ室、仕込み室、火入れ室、たる詰め室または瓶詰め室および製品置場を設けること。

28 豆腐製造業

作業場には、間仕切により区画された原材料置場、製造室および製品置場を設けること。

29 納豆製造業

作業場には、間仕切により区画された原材料置場、製造室、発酵室および製品置場を設けるとともに、冷蔵設備を備えること。

30 めん類製造業

(一) 乾めん類の作業場には、間仕切により区画された原材料置場、製造室、乾燥室、包装室および製品置場を設けること。

(二) 生めん類およびゆでめん類の作業場には、間仕切により区画された原材料置場、製造室および製品置場を設けること。

31 そうざい製造業

(一) 作業場には、必要に応じ、間仕切により区画された原材料置場、製造室、包装室および製品置場を設けるとともに、冷蔵設備を備えること。

(二) 製造量に応じた数および大きさの解凍槽、原材料洗浄槽、調味注入設備、蒸煮がま、巻締機、打栓機、冷却槽、浸瓶機その他そうざいの製造に必要な器具を備えること。

32 缶詰または瓶詰食品製造業

作業場には、間仕切により区画された原材料置場、製造室、充てん装置室、洗浄室、製品置場および器材置場を設けるとともに、必要に応じ、冷蔵設備および加熱殺菌設備を備えること。

33 添加物製造業

(一) 添加物の製剤を製造する場合には、含有成分を均一に分散させるために必要なかくはん装置等の設備を設けること。

(二) 製造または加工に使用する器具は、医薬品、工業薬品その他添加物以外のもの(以下「医薬品等」という。)の製造または加工に使用する器具と区別すること。ただし、添加物と医薬品等の製造または加工を同一の工程で行う場合であって、同一の器具を使用しても、添加物の成分に悪影響を及ぼさないときは、この限りでない。

(三) 製品を衛生的に貯蔵し、添加物以外のものと区別して貯蔵できる設備を設けること。

(四) 保存基準が定められている添加物を扱う施設には、保存基準に合う貯蔵設備を設

- けること。
- (五) 原材料または製品の試験検査に必要な設備および器具を備えること。ただし、他の試験検査に必要な設備を有する機関を利用して自己の責任において当該添加物の試験検査を行う場合は、この限りでない。
 - (六) 製造または加工の過程において生じる廃水、廃棄物およびガス等を適正に処理できる設備を設けること。